

## 自動販売機設置事業者募集要項

隠岐の島町では、町有財産に自動販売機を設置する事業者を下記のとおり募集します。  
応募される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容をご承知の上、お申し込みください。

### 1 目的

町有財産の有効利用を図りながら、自主財源を確保するとともに、町民サービスの向上を図る。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人、個人又は任意団体に限り応募できる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人にあっては、隠岐の島町内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては隠岐の島町内で事業を営んでおり、団体にあっては隠岐の島町内に団体の本拠があること。
- (3) 過去5年間において町内で自動販売機の設置・管理実績のあるもの。
- (4) 法令等の規定により販売について許可又は許可を要する場合は、当該許可又は許可を受けていること。
- (5) 町税を滞納していないこと。

### 3 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置する事業者

- (2) 設置場所及び面積

寺の前公園（隠岐の島町原田 1760 番地）

詳細は別添仕様書のとおり。

- (3) 許可期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）

- (4) 使用料

税込売上金額に提案歩合率を乗じた額に消費税相当額を加算した額をもって使用料とする。

半期毎に隠岐の島町が発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

- (5) 設置条件等

別添仕様書のとおり。

### 4 応募の手続き

- (1) 応募方法

応募を希望する者は、必要な書類を持参又は郵送により提出すること。

（電話、ファックス等による受付は行わない。）

- (2) 提出先

隠岐の島町役場 都市計画課 都市計画係

（〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地2） 電話：08512-2-8580

(3) 応募書類の提出期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月25日（水）

（閉序日を除く8時30分～17時00分）

(4) 提出書類

No.	提出書類	法人	個人	団体
1	参加申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	設置提案書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	登記事項証明書（現在事項全部証明書）	<input type="radio"/>		
5	住民票の写し		<input type="radio"/>	
6	団体の規約等の写し			<input type="radio"/>
7	町税の滞納がない旨の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	設置する自動販売機のカタログ等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9	法令等の規定により許認可等が必要な場合にはそれを証する書類の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※証明書については、発行後3ヶ月以内の原本を提出すること。

※設置提案書は封筒に入れ、必ず封印（担当者の印で可）をし、提出すること。

※提出書類は返却しません。

※隠岐の島町が必要と判断した場合には、追加資料を提出していただくことがあります。

5 現地確認について

設置場所の現地確認を希望する場合は、都市計画課都市計画係まで事前に連絡し日時等については指示に従うこと。なお参加者は1事業者2名までとする。

6 設置事業者の決定

(1) 設置場所毎に最も提案歩合率の高かった事業者に決定する。

(2) 最も高い歩合率を提案したものが2者以上いる場合は、くじ引きにより決定する。くじ引きは、当該事務に関係のない町職員が行う。

(3) 設置予定事業者を決定したときは、直ちにその旨を通知する。

7 都市公園占用許可申請書の提出

設置事業者は、町が指定する期日までに都市公園占用許可申請書を提出しなければならない。

8 設置事業者の決定取り消し

(1) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

(2) 著しく社会的な信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと隱岐の島町が判断したとき

9 禁止事項

(1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(2) 町が承諾する場合を除き、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

10 その他

(1) 応募申し込み及び占用許可申請の手続きに関する一切の費用は、設置事業者の負担とする。